

令和2年度裾野市農業委員会12月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年12月10日(木) 午後1時30分から午後1時50分
 2. 開催場所 裾野市役所4階401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏			富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
6	杉山 邦利	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

西	大庭 義文				
---	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 小林義彦 書記 中村健児 書記 勝又友揮

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

9	大庭 清宏	1	杉山 守正
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第12号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第13号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第31号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第32号 非農地証明願の裁定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和2年度裾野市農業委員会12月総会を開会します。
 本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、9番 大庭清宏委員、1番 杉山守正委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の勝又友揮氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第12号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第12号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
 (議案朗読により説明)

議長

ただ今の報第12号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

質疑応答が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、報第13号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第13号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(議案朗読により説明)

議長

ただ今の報第13号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

質疑応答が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、議第31号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第31号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真による説明)

議長

続きまして、地区担当委員 推進委員 杉本義明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、坂上集会所の約80m北側に位置しています。

現況は畑となっています。

賃借人は、国土交通省 沼津河川国道事務所発注の令和2年度新深良橋橋梁補強補修工事を請け負っており、工事で使用する大型土のうを制作する仮設資材置場を探していました。

賃貸人は、申請地でそばを作付けていますが、既に収穫済で次期作付けに影響を及ぼさないことが確認できたため、一時転用として賃借人へ賃貸借することに同意しました。

一時転用期間は、令和2年度末までの約3ヶ月半であり、工事完了後、仮設資材置場を畑へ復元するものです。

農地区分は、富岡支所からの距離が300m以内であるため、第3種農地に該当します。

第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思えます。

仮設建築物・仮設工作物の設置計画は無いため、都市計画法等の手続きは不要となります。

また、転用計画が実施される資金力もあり、一時転用面積も適正です。

本件は、約3ヶ月半の一時転用であり、農地復元計画・耕作管理計画により、許可期間終了後には、農地への復元が確約されていることから、一般基準を満たしていると考えられます。

西側は賃貸人の農地、北側・東側・西側は道路に接しています。

西側農地の方がやや高いため雨水は西側へ流れ、東側農地との境に大型土のうを並

べるため、隣接農地への影響は少ないです。

また、申請地は、表土保護のため、土木シート及び鉄板を敷いた上で大型土のうの制作を行います。雨水は、側溝へ放流されます。

申請地を一時転用することに対し、賃貸人も承諾し、農地へ復元することも確約されていることから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 　　ただ今の議第31号 番号1について質疑等がありましたら、お願ひします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第31号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

（全員挙手）

議 長 　　それでは、全員一致で決定することに決定します。
次に、議第32号 非農地証明願の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願ひします。

事務局 　　はい。議第32号 非農地証明願の裁定について 番号1

（議案朗読・投影写真による説明）

議 長 　　続きまして、地区担当委員 3番 庄司健一委員から議案について説明をお願ひします。

地区担当委員

願出地は、向田小学校の約250メートル東側に位置します。

願出地の現況は、居宅敷地となっていますが、現在は空き家になっています。

面積は3筆合計で170㎡です。

願出地は、平成25年に願出人が相続により取得しました。

願出地は願出人の兄が昭和56年に居宅を建築して以来、住宅敷地として使用されています。

敷地内に立っている建築物については、建築確認が済んでいることを確認しています。

また、今回の願出地で新たに建築物を建て替える場合、一定の条件の下で建て替えが認められる見込みがあることを市の担当課で確認しています。

建築物等の敷地として相当のものであり、かつ、建築後10年以上経過していて、農地への復元が容易でないと認められます。

願出地の東側、北側に農地がありますが、既に40年近く住宅敷地として利用されているため、周辺農地への影響はないと思います。ご審議をお願ひします。

議 長 　　ただ今の議第32号 番号1について質疑等がありましたらお願ひします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第32号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

（全員挙手）

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第32号 非農地証明願の裁定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第32号 非農地証明願の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真による説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 11番 杉山克己委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

願出地は、富岳台保育園の約250メートル南側に位置します。

願出地の現況は、居宅敷地の一部として使用されており、面積は46㎡です。

願出人は、平成30年に相続により願出地を取得しました。

願出地は、昭和44年に居宅が建築されて以来、住宅敷地の一部として使用されています。

敷地内にある建築物は、建築基準法の手続きがされていることを確認しています。なお、願出地は居宅建築時の敷地範囲に含まれていませんが、今後、手続きを踏むことで宅地として認められる可能性があることを市の担当課で確認しております。

建築物等の敷地として相当のものであり、かつ、建築後10年以上経過していて、農地への復元が容易でないと思われれます。

願出地の東側、南側が農地に面していますが、既に50年以上住宅敷地として利用されているため、周辺農地への影響はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の、議第32号 番号2について質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第32号について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

杉山守正委員

非農地証明の2件について、地目が畑のまま建築確認は取れていたのか。

事務局

確認申請がおりていることは確認している、建築確認の手続きはしていたが農地法の手続きが漏れていて現在に至っているという状況。

現在の手続きでは建築確認と調整して事務を進めているためどちらかの処理が抜けるようなことはない。

事務局

前回の農業委員会の案件の経過報告について、橋の取り壊しに係る千福地先の一時転用案件について、現地確認と転用事業者への聞き取りの結果、許可申請が必要ない官地の部分で先行して着工していたことが確認できたため、違法性がないことが確認できた。

次に、9月の総会で審議をした案件、麦塚地先の農家住宅拡張の案件。別の土地に建っている倉庫を取り壊すことになっていたが今現在も取り壊しが済んでいない。

直接施主とも話したが、農業委員長名で倉庫取り壊しに関する通知を発出した。

取り壊しの時期について直ぐの取り壊しが難しい場合は、いつまでに取り壊すかを

書面で提出するよう求めた。

議長

これをもって令和2年度裾野市農業委員会12月総会を閉会します。

令和2年12月10日（会議録署名人）

9番署名人

大庭清宏

1番署名人

杉山守正